

狭あい道路の解消に向けて 新たな支援制度が始まります

「狭あい道路整備促進事業」

狭あい道路整備促進事業とは

市内の古くからの住宅地には、幅員が4m未満の道路（狭あい道路）が多く存在しています。狭あい道路は消防車や救急車などの緊急車両が入りにくく救急活動に支障があったり、日常生活においても、歩行者や自転車が車とすれ違う際に危険が生じたり、日照、通風、採光などの確保ができないといった問題を抱えています。

このような問題を解消するために、市では道路中心線から2m以下の部分を寄付していただき、道路用地として整備を行う狭あい道路整備促進事業を行っています。

狭あい道路整備促進事業の概要

幅員が1.8m以上4.0m未満の道路に面している場合、建物を建築するには道路中心線から2mまで後退しなければなりません（建築基準法第42条第2項）。

このとき、道路境界線から後退した部分を「後退用地」といいます。後退用地を市に寄付していただく場合には下表のような支援を行います。

なお、平成27年4月1日(水)より用地測量、工作物（門、塀、擁壁、樹木、水道メーターなど）の撤去も新たに補助対象となります。

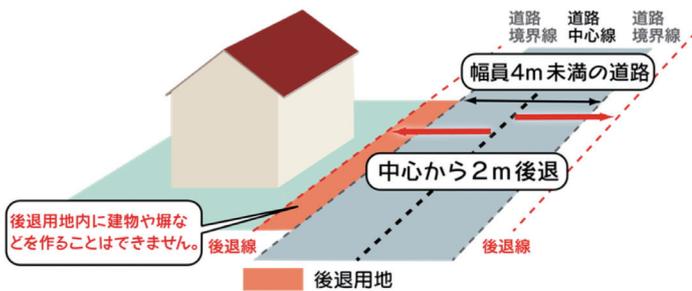
後退用地の買取り制度もあります

狭あい道路の入口部となる「交差点から20m区間」の後退用地については、建築確認申請の有無にかかわらず、これまでどおり後退用地の面積に固定資産税評価額の1平方mあたり単価を乗じた価格で、市が買取ります。また、道路隔切り用地についても、固定資産税評価額の1平方mあたり単価の1.2倍と同様に買取ります。ただし、営利を目的とした住宅分譲などを行う事業者は、対象から除きます。

後退用地の寄付にご協力を

狭あい道路の問題解消のため、市の支援制度をご活用いただき、後退用地の寄付にご協力をお願いいたします。狭あい道路整備促進事業の詳細については、市ホームページをご覧ください。

問合せ 土木課管理係



△整備前



△整備後

対象	内容
用地測量・分筆登記	市が行います。費用も市が負担します。
所有権移転登記	市が行います。 ※寄付する土地に抵当権、地上権、賃借権などが設定されている場合は、現所有者による権利の抹消が必要です。
工作物など（門、塀、擁壁、樹木、水道メーターなど）の撤去	撤去に要した経費の10分の10または10万円のいずれか低い額を限度として、市が補助金を交付します。 ※営利を目的とした住宅分譲などを行う事業者、建築確認申請を伴う土地を除きます。
後退用地の整備	市が舗装工事を行い、その後の維持管理も行います。